

追手門学院大学学位規程

昭和49年10月28日

制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校教育法第104条及び学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、追手門学院大学(以下「本大学」という。)が授与する学位に関し、追手門学院大学学則(以下「本大学学則」という。)第27条第2項及び追手門学院大学大学院学則(以下「本学大学院学則」という。)第16条第2項の定めるところにより、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

経営・経済研究科

経営・経済専攻	博士前期課程	修士(経営学)
	博士前期課程	修士(大学経営)
	博士前期課程	修士(経済学)
	博士前期課程	修士(地域政策)
	博士後期課程	博士(経営学)
	博士後期課程	博士(経済学)
	博士後期課程	博士(地域政策)

心理学研究科

心理学専攻	博士前期課程	修士(心理学)
	博士後期課程	博士(心理学)

現代社会文化研究科

現代社会学専攻	修士課程	修士(社会学)
	修士課程	修士(地域創造学)
国際教養学専攻	修士課程	修士(国際コミュニケーション学)
	修士課程	修士(文学)

文学部

人文学科	学士（文学）
国際学部	
国際学科	学士（国際学）
国際教養学部	
国際教養学科	学士（国際教養学）
国際日本学科	学士（国際教養学）
心理学部	
心理学科	学士（心理学）
社会学部	
社会学科	学士（社会学）
経済学部	
経済学科	学士（経済学）
経営学部	
経営学科	学士（経営学）
マーケティング学科	学士（経営学）
地域創造学部	
地域創造学科	学士（地域創造学）

第3条 学長は、学位を授与できると認められた者に対し、学士、修士又は博士の学位を授与する。

（学位の名称）

第4条 本規程により学士、修士又は博士の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

## 第2章 学士の学位

（学士の学位授与の要件）

第5条 学士の学位は、本大学学則に基づき、所定の課程を修めた者に対し授与する。

（学士の学位記の様式）

第6条 学士の学位記の様式は、別記様式1のとおりとする。

（学士の学位記授与の時期）

第7条 学士の学位記授与の時期は、次のとおりとする。

毎年3月又は9月

## 第3章 修士の学位

( 修士の学位の申請 )

第8条 修士の学位論文(以下「修士論文」という。)は、博士前期課程又は修士課程に在学し、履修すべき授業科目について30単位以上を修得した者又は修得見込みの者が、その論文計画書に基づき研究科委員会に提出する。

2 修士論文の提出部数は3部とし、別記様式2の学位申請書に論文題目を添えて提出するものとする。

3 修士論文の提出の期限は、次のとおりとする。

毎年1月14日又は6月30日

ただし、本学の休業日に当たる場合は、翌日とする。

4 本学大学院学則第11条第1項に規定する修士論文に代えて特定の課題についての研究成果(以下「研究報告」又は「研究報告書」という。)を提出する場合についてもこの規程を適用する。この場合において、第1項及び第9条中「論文計画書」とあるのは「研究報告計画書」と、第2項及び第3項、第9条、第10条第1項、第11条から第12条並びに第14条中「修士論文」とあるのは「研究報告書」と、第10条第2項にある「当該論文」は「当該報告書」と読み替えるものとする。また、第2項及び第2項に定める別記様式2の学位申請書にある「学位論文」は「研究報告書」、「論文題目」は「研究題目」と読み替える。

第9条 修士の論文計画書は、修士論文提出期限の6か月前までに指導教授に提出するものとする。

( 修士論文の審査 )

第10条 修士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員がこれを行う。

2 審査委員は、当該論文に関係のある科目担当者3名以上とする。ただし、研究科委員会は、必要があると認めた場合は当該課程以外の教員に審査を委嘱することができる。また、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第11条 審査委員は、修士論文審査の終了時に、専攻の学問分野について精深な学識と研究能力を確認するため論文提出者について提出論文を中心とした口頭試問を行う。

( 審査の報告 )

第12条 審査委員は、修士論文の審査及び口頭試問が終わったときは、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、合格を決定する。

2 前項の研究科委員会の議事は、その構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の

賛成によって合格を決定する。

(結果の報告)

第14条 研究科長は、修士論文の審査及び口頭試問の結果並びに研究科委員会決定の結果を学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第15条 修士の学位は、本学大学院学則に基づき、本学大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位記の様式)

第16条 修士の学位記の様式は、別記様式3のとおりとする。

(修士の学位記授与の時期)

第17条 修士の学位記授与の時期は、次のとおりとする。

毎年3月又は9月

第4章 課程修了による博士の学位

(課程博士の学位の申請)

第18条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、博士後期課程に2年以上在学し、履修すべき授業科目について12単位以上を修得した者又は修得見込みの者が、その論文計画に基づき研究科委員会に提出する。

2 博士論文の提出部数は4部とし、別記様式4の学位申請書に、論文要旨4部、履歴書4部、研究業績一覧表4部及び学業成績証明書1部を添えるものとする。

3 博士論文の提出期限は、別にこれを定める。

第19条 博士の論文計画書は、博士論文提出期限の1年前までに指導教授に提出し、承認を得るものとする。

(課程修了による博士論文の審査)

第20条 博士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員がこれを行う。

2 審査委員は、当該論文に関係のある科目担当の教員3名以上とし、そのうち教授1名を主査とする。なお、指導教員は主査にはなれない。ただし、研究科委員会は、必要があると認めた場合は当該課程以外の教授に審査を委嘱することができる。また、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第21条 審査委員は、博士論文審査の終了時に、専攻の学問分野について自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を確認するため、論文提

出者について提出論文を中心とした口頭試問を行う。

(結果の報告)

第22条 審査委員は、博士論文の審査及び口頭試問が終わったときは、その審査の結果及び試問の成績を研究科委員会に報告するものとする。

第23条 博士論文の審査及び口頭試問の結果は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

第24条 前条の研究科委員会の議事は、その構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛成によって合格を決定する。

第25条 研究科長は、博士論文の審査及び口頭試問に合格した者の氏名、審査要旨及び試問の結果の要旨を、速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(審査試問期間)

第26条 博士論文の審査及び口頭試問は、博士論文受理後、1年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て期間を延長することができる。

(課程博士の学位授与の要件)

第27条 博士の学位は、本学大学院学則に基づき、本学大学院の博士課程を修了した者に授与する。

(課程博士の学位記の様式)

第28条 課程修了による博士の学位記の様式は、別記様式5のとおりとする。

(課程博士の学位記授与の時期)

第29条 課程修了による博士の学位記の授与日付は、学位記授与の日とする。

## 第5章 論文提出による博士の学位

(論文博士の学位の申請)

第30条 第44条の規定により学位を申請する者は、別記様式6による学位申請書に、博士論文4部、論文要旨4部、履歴書4部、研究業績一覧表4部、最終卒業学校成績証明書1部及び戸籍抄本1部に審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 審査手数料については、別表のとおりとする。

第31条 博士論文の受理は、研究科委員会においてこれを決定する。

2 研究科委員会は、前項の決定をした場合は、その結果を速やかに学長に報告するものとする。

(論文提出による博士論文の審査)

第32条 博士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員がこれを行う。

2 審査委員は、当該論文に関係のある科目担当の教員3名以上とし、そのうち教授1名を主査とする。ただし、研究科委員会は、必要があると認めた場合は当該課程以外の教授に審査を委嘱することができる。また、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

第33条 審査委員は、博士論文審査の終了時に、専攻の学問分野について自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を確認するため、論文提出者について提出論文を中心とした口頭試問を行う。

(学力の確認)

第34条 研究科委員会は、論文提出による博士の学位申請者について、その専攻分野及び外国語に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力の有無を、試問によって確認する。

第35条 専攻分野に関する試問は、当該申請者が指定した学位に関する専攻の授業科目及び関連する専攻の授業科目の中から、少なくとも3科目以上について行うものとする。

2 外国語に関する試問は、2カ国語以上について行うものとする。

3 試問は、筆記試験又は口頭試問によるものとする。

4 本条に規定する学力の確認は、研究科委員会の議を経て、他の方法によることができる。

第36条 前条の学力の確認は、研究科委員会の定める学力審査委員がこれを行う。

2 研究科委員会は、必要があると認めた場合は、当該課程以外の教授に学力審査委員を委嘱することができる。

(試問の免除)

第37条 本学大学院博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得した後退学した者が、退学後8年未満に博士論文を提出して審査を請求するときは、第34条の学力の確認のための試問を免除することができる。

2 前項以外の者で、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力が、明らかにあると認められる場合には、研究科委員会の議を経て、学力確認のための試問の一部又は全部を免除することができる。

(結果の報告)

第38条 審査委員は、博士論文の審査及び口頭試問が終わったときは、その審査の結果及び試問の成績を研究科委員会に報告するものとする。

第39条 学力審査委員は、学力確認の試問が終わったときは、その結果及び成績を研究科

委員会に報告するものとする。

第40条 博士論文の審査、口頭試問及び学力確認の結果は、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得なければならない。

第41条 前条の研究科委員会の議事は、その構成員の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛成によって合格を決定する。

第42条 研究科長は、博士論文の審査、口頭試問及び学力確認の試問に合格した者の氏名、審査要旨、口頭試問及び学力確認の結果の要旨を、速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(審査試問期間)

第43条 博士論文の審査、口頭試問及び学力の確認は、博士論文受理後、1年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て期間を延長することができる。

(論文博士の学位授与の要件)

第44条 本学大学院に、博士論文を提出して、本学大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、第27条の者と同等以上の学力があると認められる者に博士の学位を授与する。

(論文博士の学位記の様式)

第45条 論文提出による博士の学位記の様式は、別記様式7のとおりとする。

(論文博士の学位記授与の時期)

第46条 論文提出による博士の学位記の授与日付は、学位記授与の日とする。

## 第6章 審査要旨等の公表

(審査要旨等の公表)

第47条 学長は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、別記様式8による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第48条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

## 第7章 学位の取消

### (学位の取消)

第49条 本大学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については学部会議、修士及び博士の学位については研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 榮譽を汚辱する行為があったとき。

2 前項の規定による議決をするためには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

## 第8章 その他

### (論文の保存)

第50条 審査を終了した修士又は博士の学位論文は、本学図書館に1部写しを保存し、かつ、博士の学位論文については、電子データにて機関リポジトリに登録するものとする。

2 前項により、機関リポジトリに登録する場合には、学位規則(昭和二十八年四月一日文部省令第九号)第12条に規定された学位授与報告書の写しを電子データにて国立国会図書館へ送付するものとする。

第51条 第48条第2項により、機関リポジトリに要約のみを登録する場合については、全文を電子データにて国立国会図書館へ送付するものとする。

### (事務の所管)

第52条 この規程に関する事務は、教務課が行う。

### (規程の改廃)

第53条 この規程の改廃は、学士の学位については学部会議、修士及び博士の学位については研究科委員会及び大学院委員会で意見を聴き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、昭和49年10月28日から施行する。

### 附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

### 附 則



この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

( 経済学研究科経営学専攻修士課程の存続に伴う経過措置 )

経済学研究科経営学専攻修士課程は、1999年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続することに伴い、1999年3月31日に経済学研究科経営学専攻修士課程に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

( 経済学研究科経済学専攻修士課程の存続に伴う経過措置 )

経済学研究科経済学専攻修士課程は、2000年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が、当該研究科専攻課程に在学しなくなる日までの間存続することに伴い、2000年3月31日に経済学研究科経済学専攻修士課程に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。ただし、2013年3月31日以前に博士の学位を授与された者については、従来規程を適用する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。ただし、2015年3月31日に在学する者については、改正後の第8条第4項及び別記様式の規定にかかわらず、従来規程を適用する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は2017年4月1日から施行し、国際教養学部アジア学科から国際日本学科への名称変更、及び心理学研究科心理学専攻博士後期課程の設置に伴う改正規定は、2017年4月1日以降の入学生に適用する。

(2017年3月31日に在学する者の経過措置)

2017年3月31日に国際教養学部アジア学科及び心理学研究科心理学専攻修士課程に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程による文学研究科から現代社会文化研究科、社会学専攻から現代社会学専攻、及び英文学専攻から国際教養学専攻への名称変更に伴う改正規定は、2018年度入学生から適用する。
- 3 文学研究科中国文化専攻は、この規程による改正後の第2条の規定にかかわらず、2018年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日まで間存続するものとする。
- 4 2018年3月31日に文学研究科社会学専攻、中国文化専攻、及び英文学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
- 2 2019年3月31日に現代社会文化研究科現代社会学専攻及び国際教養学専攻に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表（第30条第2項関係）

本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者で、退学後1年以内に申請する者	免除する
本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者で、退学後1年を超えて申請する者	50,000円
本大学の専任教職員	免除する
上記以外の者	150,000円

備考：本大学院の在学生については、博士論文の審査手数料は徴収しない。

別記様式1

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士  
(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

追手門学院大学長



別記様式2(修士の学位申請の場合)

学 位 申 請 書

年 月 日

追手門学院大学長 殿

住所  
氏名 印

このたび貴学学位規程第8条の規定により、下記書類を添えて、修士の学位授与を申請いたします。

記

1 学位論文 3部

1 論文題目 3部

以上

別記様式3

第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻○○課程において所定の単位を修得し  
修士論文等研究成果の審査及び試験に合格したので修士(○○)の学位を授  
与する

年 月 日

追手門学院大学長



別記様式4(課程修了による博士の学位申請の場合)

学 位 申 請 書

年 月 日

追手門学院大学長 殿

住所  
氏名



このたび貴学学位規程第18条の規定により、下記書類を添えて、博士の学位授与を申請いたします。

記

- 1 学位論文 4部
- 1 論文要旨 4部
- 1 履歴書 4部
- 1 研究業績一覧表 4部
- 1 学業成績証明書 1部

以上



別記様式5

甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻博士課程において所定の単位を修得し  
博士論文の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する

学位論文名

年 月 日

追手門学院大学長



別記様式6(論文提出による博士の学位申請の場合)

学 位 申 請 書

年 月 日

追手門学院大学長 殿

住所  
氏名 ㊟

このたび貴学学位規程第30条の規定により、下記書類に審査手数料を添えて、博士(〇〇)の学位授与を申請いたします。

記

- |               |    |
|---------------|----|
| 1 学位論文        | 4部 |
| 1 論文要旨        | 4部 |
| 1 履歴書         | 4部 |
| 1 研究業績一覧表     | 4部 |
| 1 最終卒業学校成績証明書 | 1部 |
| 1 戸籍抄本        | 1部 |

以上

別記様式7

乙第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学に博士論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士  
(〇〇)の学位を授与する

学位論文名

年 月 日

追手門学院大学長

印

## 学位(博士)授与報告書

追手門学院大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者			博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文審査終了年月日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻名)				
甲 第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲 第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲 第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲 第号	博士( )				都道府県						
乙											
甲 第号	博士( )				都道府県						
乙											

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

## 備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を( )を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

